19年度の共同化業務(案)について

1 趣旨

今後の本格的実施に向けて、19年度は電算システムがなくても実行可能な業務を共同実施し、実務を通じて課題や問題点、解決策等の検討を深める。

2 共同化業務

19年度の取組を、分科会で具体化する。

(1) 徴収関係

■ 共通滞納案件の処理

府と市町村で共通する滞納案件を、分担して滞納整理する。

■ 大口・困難案件の処理支援

税の公平公正、税収確保で重要な大口困難案件の処理に向け、相互 に情報提供、スキルアップに連携、協力する。

(2) 課税関係

■ 土地・家屋の承継データの提供

法務局データとその評価額を紙ベースで府に提供する。

■ 新増築家屋評価の合理化、均衡のための連携

評価作業の合理化、均衡確保及び職員の専門性向上のため連携する。

■ 償却資産調査の市町村・府の相互協力

未申告の償却資産調査のため、市町村・府が連携・協力する。